

公立大学法人横浜市立大学告示第 64 号

公募型見積り合わせの実施

「公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス飲料等自動販売機設置・運營業務」について、次のとおり公募型見積り合わせによる契約を実施します。

令和 4 年 1 月 31 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス 自動販売機設置・運營業務者 募集要項

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス 自動販売機設置・運營業務者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 募集の概要

(1) 件名

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス飲料等自動販売機設置・運營業務

(2) 内容

横浜市立大学金沢八景キャンパスにおける飲料等自動販売機について、本募集要項及び「公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス飲料等自動販売機設置・運營業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき設置・運営する業務

(3) 設置場所、台数

ア 設置場所：横浜市金沢区瀬戸 22-2 金沢八景キャンパス構内

イ 台数：18 台

※詳細は、別掲「自動販売機設置一覧」を参照してください。

| 募集区分 | 件名 | 台数 |
|------|---------------|--------------------|
| A | 飲料自販機 | 9 台（屋内：4 台、屋外：5 台） |
| B | 食品・飲料等自販機 | 8 台（屋内：5 台、屋外：3 台） |
| C | 日本財団チャリティー自販機 | 1 台（屋内：1 台） |

※日本財団チャリティー自販機とは、飲料 1 本につき 10 円を社会貢献プロジェクトに寄付する自販機で、支援先は、「子供の貧困対策支援」「難病児の家族支援」とします。自販機のラッピング外装のデザインは本学指定のものとし、ラッピング外装は事業者負担とします。

2 設置事業者の決定方法

自販機の売上額の売上手数料率による見積り合わせを行います。売上手数料として本学へ還元する利率を見積書に明示してください。この売上手数料率をもとに飲料の売上額から計算した額が、本学への還元額となります。なお、売上手数料率が同率の場合は、くじ引きとします。

| 募集区分 | 件名 | 飲料の売上手数料による見積り合わせ |
|------|---------------|--|
| A | 飲料自販機 | 上位 1 事業者を選定し、自販機を設置できるものとします。 |
| B | 食品・飲料等自販機 | 食品の売上手数料率を 0%とし、飲料の売上額の売上手数料率によって上位 1 事業者を選定し、自販機を設置できるものとします。 |
| C | 日本財団チャリティー自販機 | チャリティー事業を展開する日本財団と協力して事業運営ができる業者の内、上位 1 事業者を選定し、自販機を設置できるものとします。 |

※見積書提出にあたっての留意事項は、6 をご確認ください。

3 自動販売機の設置条件

(1) 貸付契約について

「自動販売機の設置に関する契約書」を締結します。

(2) 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年）

契約期間は原則として 5 年とします。令和 9 年 4 月 1 日以降の設置事業者については契約期間満了に合わせて再度公募により選定することとします。本公募により選定された設置事業者の参加を認めます。

- (3) 貸付料
単価 屋内1台につき 1,600円(税別) / 月、屋外1台につき 700円(税別) / 月
- (4) 禁止事項
次に掲げる行為を行った場合には、違反事項として契約解除の事由となります。
ア 飲料等自動販売機設置運営以外の用途で使用する事。
イ 設置場所に建物を建設又は工作物を設置すること。
ウ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸すること。
ただし、業務の一部を第三者に委託して実施することを許可します。
エ 設置した自動販売機において酒類・たばこ又はその類似品を販売すること。
- (5) 売上報告書の提出
自販機ごとの売上個数及び売上金額をひと月ごとにとりまとめて、翌月5日前後までに売上報告書により報告することとします。なお、売上報告書の書式については本学と協議の上決定するものとします。
- (6) 設置場所の変更・撤去
自動販売機設置場所を本学が使用する必要が生じた場合には、設置場所の変更又は撤去を要請する場合があります。また、コロナ禍及びポストコロナ禍における学生・教職員の動線や売上状況を鑑み本学の設置場所や設置内容(飲料機もしくは食品機)の変更を要請することがあります。
- (7) 現場説明
希望業者を対象に、以下日程にて自動販売機設置場所の見学会を行います。希望業者は問い合わせ先へ令和4年2月2日(水)17時00分までに11本学事務担当者へ申し出てください。見学会への参加有無は、設置事業者の選定に影響するものではありません。
日時：令和4年2月3日(木)10時00分
集合場所：横浜市金沢区瀬戸22-2 金沢八景キャンパス 総合研究教育棟1階 施設担当事務室
また、現状が本募集要項及び仕様書と異なる場合は、本募集要項及び仕様書の記載内容を優先します。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす設置事業者に限り応募することができます。

ただし、(3)については、第三者に業務の一部を委託することで要件を満たす場合は、第三者も(1)及び(2)の要件を満たすことを前提に応募することができます。

- (1) 本学又は横浜市から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(2) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
(3) 大学における飲料等自動販売機の設置運営業務もしくは食品取扱店舗の運営業務を見積書提出日時点で3年以上継続している実績を有していること。

5 仕様書の公開・質問及び回答について

- (1) 仕様書公開日・配布方法
仕様書公開日：令和4年1月31日(月)
配布方法：公立大学法人横浜市立大学ホームページに掲載
※仕様書など関係書類は、本学ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 質問付期間
令和4年1月31日(月)から2月7日(月)まで
- (3) 質問提出方法
質問は電子メールのみで受け付けます。以下要領でお送りください。
宛先：施設担当宛/h_sisetu@yokohama-cu.ac.jp
件名：【質問】金沢八景キャンパス自動販売機公募に関する質問(●件)の送付(社名)
※●には質問の件数を記載ください。別掲の質問書の雛形を使用して送付してください。
- (4) 回答予定日
令和4年2月9日(水)までに、本学ホームページにて公開します。再質問は認められません。

6 見積書の提出について

応募に参加する設置事業者は、以下の日時までに見積書(原本)を郵送にて提出してください。別掲の見積書の雛形を使用して送付してください。

(1) 提出期限

令和4年2月14日(月)17時まで

・提出期限とは、消印ではなく施設担当課へ必着とします。

なお、施設担当課以外の宛先や提出期限を過ぎて到着したものについては、すべて無効とします。

- ・郵送した後に差し替え又は取消をすることはできません。
 - ・見積書の日付は、令和4年2月14日(月)としてください。
 - ・必ず結果通知先となる担当者の電子メールアドレスを明記してください。
 - ・提出は、郵便局の窓口から書留郵便（一般書留又は簡易書留）で郵送してください。
 - ・見積書を施設担当課に直接持参されても、受付は行いません。
- また、書留郵便以外で郵送されたものは無効とします。

(2) 郵便用封筒

- ・封筒は、外から中が見積書が見えないものをご使用ください。
 - ・封筒の表面には、「自動販売機設置公募にかかる見積書在中」と明記してください。
- また、封筒の裏面には、入札参加者名、差出人住所を記入してください。

(3) 宛先

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2

横浜市立大学金沢八景キャンパス 施設担当宛

※見積書提出にあたっての留意事項

ア 募集区分単位でそれぞれ見積もり合わせを行います。複数応募される場合は、募集区分ごとに見積書を提出してください。

イ 売上手数料率はパーセンテージ表記とし、小数第4位まで記載してください。

(例)「20.18」% (=0.2018)。

ウ 文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、鉛筆、その他容易に消去可能な筆記具を使用して記載した場合、担当者所属・氏名・電話番号・メールアドレスの記載がない場合については無効とします。

エ くじ番号は000から999の範囲内で、3桁の数字を記入してください。くじ番号が不明瞭又は未記入の場合は、該当部分に「9」を割り当てます。

(4) 結果通知日時・方法

日時：令和4年2月15日（火）17時まで

連絡方法・連絡先：見積提出時の指定電子メールアドレスに返送します。

※審議の結果、結果通知が遅れる場合は、同様に指定電子メールアドレスに連絡します。

(5) 提出書類

2月15日時点で落札した設置事業者のみ、後日以下書類を提出いただきます。

- ・設置を予定する自動販売機のカタログ（消費電力量及び環境対策に関する記載があるもの）
- ・大学における飲料等自動販売機設置運営業務実績もしくは食品店舗取扱運営実績（様式任意）
- ・取扱商品のカタログ（標準販売価格を記載のこと）

7 契約手続等

(1) 契約条項

別掲「自動販売機の設置に関する契約書」（標準契約書）を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

令和4年3月31日までに、自動販売機の設置に関する契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て設置事業者の負担とします。

イ 契約者の名義は、落札者名義で行います。

(3) 結果通知後、設置事業者は速やかに本学担当者と契約書の締結やスケジュールなどについて打合せを実施することとします。また、併せて6 (5) 提出書類を速やかに提出することとします。

8 設置事業者の決定取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結手続きを行わなかったとき
- (2) 設置事業者が応募参加者としての資格を失ったとき
- (3) その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合

9 自動販売機設置の手続き等

契約締結後、設置事業者には令和4年4月1日（予定）から設置場所で飲料等自動販売機設置運営業務を開始できるよう、自動販売機設置のための準備を行っていただきます。

現在設置している自動販売機は、令和4年3月31日までに撤去する予定です。

10 その他

手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

11 本学事務担当者

公立大学法人横浜市立大学 金沢八景キャンパス 施設担当 松島

〒236-0004 横浜市金沢区瀬戸 22-2

電話：045-787-2482 FAX：045-787-2296

電子メールアドレス：h_sisetu@yokohama-cu.ac.jp